

# 熊本県公報

第 1 1 1 3 2 号  
平成 16 年 6 月 14 日 (月)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

<b>告 示</b>	
○漁船保険義務加入の同意.....	(漁政課) 1
○保安林の指定に関する予定.....	(森林保全課) 1
○".....	( " ) 1
○".....	( " ) 2
○".....	( " ) 2
○競争入札に参加する者に必要な資格等.....	(私学文書課) 2
○家畜伝染病(ヨーネ病)の発生.....	(畜産衛生課) 3
○知的障害者福祉法に基づく事業者の変更の届出.....	(精神保健福祉課) 3
○児童福祉法に基づく事業者の変更の届出.....	( " ) 3
<b>公 告</b>	
○団体営土地改良事業の工事完了.....	(農村計画課) 4
○熊本県立大学教育用システムの賃貸借に係る一般競争入札の実施.....	(私学文書課) 4
○多機能移動交番車に係る一般競争入札の実施.....	(管理調達課) 6

## 告 示

### 熊本県告示第 633 号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号。以下「法」という。)第112条の2第2項及び漁船損害等補償法施行規則(昭和27年農林省令第18号。以下「省令」という。)第26条の2の規定による届出を審査したところ、次の加入区について法第112条第1項に規定する同意があったものと認める。

なお、平成12年6月14日熊本県告示第535号で公示した次の加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、法第113条の2第1項第1号の規定により平成16年6月13日限り消滅したので、同条第2項及び省令第26条の3の規定により公示する。

平成16年6月14日

熊本県知事 潮谷義子

沖新加入区

### 熊本県告示第 634 号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成16年6月14日

熊本県知事 潮谷義子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡長陽村大字立野字北赤瀬703の2
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県阿蘇地域振興局並びに長陽村役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 熊本県告示第 635 号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成16年6月14日

熊本県知事 潮谷義子